協　定　書

Ｙ株式会社（以下「甲」という。）と○○ユニオンＸ（以下「乙」という。）、乙組合員Ａ（以下「丙」という。）とは、甲と丙の間の未払い賃金に関する紛争（以下「本件」という。）について、本日、以下のとおり合意した。

第１条　甲は、乙に対し、丙の　　年　月　日から　　年　月　日までの法定労働時間外労働、法定休日労働及び法定深夜労働に対する割増賃金として、金○○円を支払う義務の存することを確認する。

第２条　甲は、　　年　月　日限り、前条の金員を、乙が指定する口座に振り込み送金する方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第３条　甲乙丙は、本協定書の存在及びその内容の一切を厳格に秘密として保持し、その理由の如何を問わず、一切開示又は漏洩しない。

第４条　甲乙丙は、本協定書に定めるほか他、甲乙間、甲丙間において、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

年　月　日

甲　　○○県○○市○○○○○
　　Ｙ株式会社
　　代表取締役　○○○○　印

乙　　○○県○○市○○○○○
　　○○ユニオンＸ
　　執行委員長　○○○○　印

丙　　○○県○○市○○○○○
　　Ａ　　印